

## 東松山市学校給食物資納入業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東松山市学校給食物資の購入に関する要領（令和2年1月24日決裁）第3条第2項の規定に基づき、学校給食物資の納入業者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 登録を希望する業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 信用状況

- ア 営業経歴から信用性があり、経営状態が良好であること。
- イ 個人にあつては、個人事業税及び市・県民税の滞納がないこと。
- ウ 法人にあつては、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと。

(2) 経営規模

- ア 安定した営業を行い、相当の実績を上げていること。
- イ 常時営業を続けていること。
- ウ 工場、販売店舗等固定した営業設備を有し、電話設備があること。

(3) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視又は立入検査を受けていること。ただし、食品衛生監視の対象でない業種については不要とする。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 冷蔵又は冷凍の必要のある食品を取り扱う業者においては、保管から配送まで適切な温度管理が可能であること。

(4) 供給能力

- 市が指定する日時及び場所に、学校給食物資の納入が可能であること。

(登録申請)

第3条 登録を希望する業者は、学校給食物資納入業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請受付)

第4条 登録申請の定期受付は、市が公表した期間に行うものとする。

2 前項の期間は、市のホームページ等で公表するものとし、前年の納入業者に対しては文書により通知するものとする。

3 第1項の定期受付のほか、市長が必要と認める場合には、登録申請の随時受付を行うことができる。

(審査)

第5条 登録に係る審査は、原則として書類審査とする。ただし、必要に応じて事業所等の現地調査を実施する。

(登録及び通知)

第6条 市長は、前条の審査の結果、学校給食物資の納入に適していると判断した業者を納入業者として登録するものとし、その結果を当該業者に対して書面により通知する。

2 市長は、納入業者として登録しない業者に対して、理由を明示した上で、その旨を書面により通知する。

(登録期間)

第7条 前条第1項に規定する登録の期間は、2年間とする。ただし、随時受付の場合は、学校給食物資の納入業者として登録された日（以下「登録日」という。）から登録日の属する定期受付による登録期間の満了日までとする。

(登録内容の変更)

第8条 学校給食物資の納入業者として登録された者（以下「登録業者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに学校給食物資納入業者登録変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(2) この要領及び東松山市学校給食物資の購入に関する要領の規定に違反するとき。

(3) 東松山市学校給食物資購入契約に違反したとき又は当該契約の履行に対して著しく不適切な行為があったとき。

(登録業者の報告及び届出事項)

第10条 登録業者は、登録業者の代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあつては、その家族を含む。）の中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項又は第4項の規定による感染症が発生した場合は、速やかに報告を行わなければならない。

2 登録業者の代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあつては、その家族を含む。）は、月に一度検便を実施し、その成績表（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157に関するものに限る。）を東松山市学校給食センターへ提出しなければならない。ただし、学校給食物資の納入のない月についてはこの限りではない。

#### 附 則

この要領は、令和2年12月14日から施行する。